

令和5年7月11日

保護者各位

鹿児島県立川内高等学校
校長 荒田 修

学校において予防すべき感染症の取り扱いについて（お知らせ）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素から本校の教育活動について格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、学校において予防すべき感染症の取り扱いの変更についてお知らせします。

これまで、本校では学校において予防すべき感染症に関して生徒が罹患した場合、保護者へ医療機関による証明書提出を求めていました。（インフルエンザについては医療機関逼迫を避けるため薬の処方箋等の証明）学校のHPにも掲載されています。

この度、新型コロナウイルス感染症が感染症法5類に移行したのを契機に感染症の対応について見直しを行い、下表の疾病について、原則保護者に学校へ医療機関等の証明書の提出を求めないこととしました。

医療機関受診後、その指示に従い、療養に努めてください。

ただし、出席停止期間が長期にわたる場合や病状が重い場合等は医療機関の証明を求めることもございますのでご了承ください。

学校において予防すべき感染症

	感染症の種類	出席停止期間の基準（学校保健安全法より）
第2種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第3種	流行性角結膜炎（はやり目） 急性出血性結膜炎（アポロ病） 腸管出血性大腸菌感染症 その他の感染症（溶連菌感染症、 感染性胃腸炎など）	医師において感染のおそれがないと認められるまで